

# 北方辺境藩研究序説

——津軽藩に課せられた公役の分析を中心に——

長谷川 成一

はじめに

津軽藩の官撰史書「津軽一統志」に、次の条（慶安元年）が記載されている。

一、同年公儀御普請方御役人庄田小左衛門朝比奈源六より御普請御役御在番等有無の儀被相尋に付、御答、権現様御代より右御役被遊御免、台徳院様御代より当御代まで、御役不被仰付、御上洛の節、於京都の節京都辻堅メ被仰付外、御役御勤不被成候旨御書上、<sup>(1)</sup>（傍点筆者）

右の記述によれば、津軽藩では家康以来三代家光の治世に至るまで、御手伝普請を幕府から命ぜられた事もなく、しかも城の警備などの在番を経験したことさえもない事になる。賦課された役らしきものと言えば、前後の關係から類推すると、寛永十一年（一六三四）に上洛の折、三代藩主津軽信義が京都の辻固めを務めたのみであると、津軽藩では幕府普請方役人に報告しているのである。

周知の如く幕藩制成立期における大名領主権は、統一政権が賦課する軍役を中軸とする諸奉公の遂行という形で形成された。関ヶ原の役以後には、普請役・参勤・上洛随伴を諸大名に賦課することによって、その強化がなされた。特に城郭などの普請役を賦課することにより、幕府と外様大名との間に幕藩主従關係が確立したといってもよい。幕藩制の成立に関する右の通念からすれば、二つの意味において前掲「一統志」所載の条は、興味深い問題をなげかけていよう。その一つは、成立期において津軽藩が普請役のみならず公役一般を命ぜられないとするならば、同藩の領主権力の形成及び展開はいかにしてなされたのか。今一つは、津軽藩と幕府との主従關係は如何なる事態において形

成されたのか。すなわち北方辺境に位置する津輕藩の幕府に対する奉公は、如何にしてなされ、それは幕藩主従関係をどのように規定する性格のものであったのかということになる。

公役については、慶長二〇年（一六一五）七月の武家諸法度第九条に、「蓋シ公役の時者可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>其分限<sub>一</sub>矣」とあり、また元和三年（一六一七）六月の武家諸法度第二条にも「公役者可<sub>レ</sub>随分限事」と定められていて、参勤・上洛とあわせて公役一般は大名の分限に随うべきことと規定されている。寛文三年（一六六三）の同法度になると、上洛の項は消えて「但シ公役者任<sub>二</sub>教令<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>分限<sub>一</sub>事」と記される。天和令には「人馬兵具等、分限に応し可<sub>レ</sub>相嗜事」、宝永令は「軍役之兵馬を整備へ、公役之支料を儲蓄ふべき事」と定めてあり、幕藩体制下における諸大名は、石高を規準とした賦課体系に基づいて動員され、公役を遂行したのである。

ところで善積美恵子氏の述べておられるごとく、城普請や上洛・出陣のみが公役ではなく、江戸城の警備や火の番、勅使饗応など大名の全ての課役は、広義の軍役（公役）<sup>(1)</sup>と考へなければならぬ。その意味において、「一統志」の言う如く、津輕藩は決して公役を課せられた経験を有しないのではなく、成立期のみならず近世全期を通じて、実は様々の役賦課をされているのである。すなわち津輕藩は幕府に対して、同藩独自の奉公を果たしたのであるから、公役の内容を吟味することによって、幕府と津輕藩両者の関係構造を解明できるものと考へられよう。

本稿においては、幕府から津輕藩が命ぜられた様々な公役について、成立期から崩壊期に至る全時代にわたって検討を加え、その特質を見究めることによって、幕藩体制において北方辺境に位置づけられた同藩の役務と機能を解明するつもりである。

## 一 成立期津輕藩の公役

文禄二年（一五九三）四月、津輕為信は伏見城において豊臣秀吉に謁し、津輕三郡と合浦一円の安堵を得たといわ<sup>(4)</sup>れている。領知高は既に四万五〇〇〇石と決定されていたのであるから、津輕氏に対しては、右の石高に沿った公役が賦課されたのである。しかし慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原役の功によって、翌六年に上野国大館など六ヶ村に二〇〇〇石を為信が増されたため、津輕氏の領知高は四万七〇〇〇石となり、化政期の高直りまで右の高が役賦課の基準となった。本章では、成立期における江戸幕府と津輕藩との公役の性格を考察する目的から、問題とする年代の範圍を慶長五年以降とし、四代信政の治政前期（延宝期）までの期間について検討する。

さて初代藩主為信の時代は当地方の史料的な制約（文書史料の欠如）もあり、史実を明確にし得ない場合が極めて多く、幕府から津輕藩がいかなる公役を賦課されたのか、関ヶ原の役における出動を除けば、現状では皆目見当がつかない。しかも同戦の出陣人数三千余人の内訳は、「津輕記」などによって知られるのみで、これもまたはつきりしない。所謂公役として幕府から賦課された内容が次第に明確になるのは、二代信枚の代に入ってからである。先に「一統志」所収慶安元年の条を引き、御手伝普請・在番の有無について若干言及したが、本章では「一統志」所収の右の条がはたして正確であるのかという点を念頭において論を進めてゆきたい。

幕藩制成立期における典型的な軍役の発動形態としては、大坂の陣にみられるような軍事出動と、それと類似した形である将軍の上洛による諸大名の供奉、諸城郭・建築物の普請役賦課の三つが主要なものとしてあげられるであろう。

軍事出動の面では津輕藩は、慶長一九年、大坂の陣に際して総勢三〇〇〇余を出動させた経験をもつ。その時には實際の戦闘には参加せず、本多正信らの説得によって帰国した。<sup>(6)</sup>しかし出動人数は別として、装備そのものは鉄炮二〇〇挺、槍二〇〇筋、弓二〇〇張、手弓・持弓三〇張など、<sup>(7)</sup>領知高四万七〇〇〇石の大名にしては、幕府の定めた軍役令と比較して大幅に超過しており、徳川家に対する忠誠の証しとして津輕信枚は過大な軍備を備えたものと思われる。大坂の陣においては、一万石以上の大名の「軍役人数割」<sup>(8)</sup>は定められておらず、正確な比較はできないまでも単純に一万石の規定に四・七を掛けて算出しても、各二倍以上の数量を備えた。また寛永一〇年の「軍役人数割」<sup>(9)</sup>によっても(寛永度のそれは、負担が緩和されている)、津輕藩の装備は鉄砲において七万石のそれと同じであり、弓・鎗は一〇万石の負担を超過した。大坂に参陣した外様大名は、概ね右のような過重な軍役負担をしているので、同藩のみを特異視するつもりはないが、この場合注目されるのは、忠誠の証左である「たしなみ」の程を発揮する機会を津輕藩は与えられなかったことである。慶長一九年一月二五日、信枚の引率する津輕勢は大坂住吉に到着し、家康に参陣を願ひ出たが許可されなかった。その間の事情に関して、『寛政重修諸家譜』には、「一方の攻口を請たてまつるところ、かかる時節にのそみては、遠国のことおほつかなくおほしめすのあいだ、すみやかに封地にかへるへきむね、敵命あるにより帰城す」<sup>(10)</sup>とあり、また「弘前津輕家譜」(東京大学史料編纂所写本) 乾によれば、「東北ヲ鎮圧スヘキノ旨懇命ヲ賜」<sup>(11)</sup>って信枚は帰国した。右の外に家康が信枚に帰国を命じた理由として、「津輕旧記」には次の文言が収められている。

東奥遼遠といひ、殊に津輕ハ蝦夷北狄之押へ、大切なる要服之地たる間、此度は望に難被任、偏に在を頼む処也、早速帰国有へき旨被仰ければ、公御面目にあまり、御感涙に及び、御前を立させられ、此上者、一時も早く帰国

有へきなりとて、本多殿へも御礼を尽され、夫より軍兵共に、此赴を伝えられ、大坂を御立被成候、(下略)

家康が果たして右の如く信枚へ直言したかどうかその真偽の程は、他の一次史料の提出がなされなければ確かめようはないが、少なくともここにみられる全国政権の対津輕藩観は、ある程度窺い知れよう。つまり「蝦夷北狄之押へ」としての津輕藩なのであるから、大量の軍兵を大坂に移動した場合、その方面が手薄になるのを危惧するというものである。この後、信枚・信義兩代を通じて津輕藩には軍事出動は命ぜられておらず、寛永一四・一五年の島原の乱に際しても、状況連絡のみで幕閣から出陣の要請はなかった<sup>(12)</sup>。寛文九年のシャクシャインの反乱における津輕藩への出動要請や、後章でも言及する北方警備問題とも睨みあわせると、右の対津輕藩観はいささかも近世全体を通じて変更はなく、言い換えると、それは幕藩制の中で津輕藩がはたした役務の一つであり、幕藩制が崩壊するまで基本的には不変であったのではないかと考えるのである。

大坂の陣の後、津輕藩が軍事出動を命ぜられたのは、寛文九年(一六六九)、蝦夷地に勃発したシャクシャインの乱においてであった。「松前表御加勢人数定」によれば、津輕藩の出兵準備人数は三隊に分けて、合計一五八二人に及んだが、八月七日鯨ヶ沢から松前へ渡海したのは第一陣杉山吉成以下七〇〇余人であった<sup>(13)</sup>。結局、右の反乱は松前藩の謀略によって鎮圧され、津輕藩兵は戦闘に参加することなく一月一日に帰弘した。「松前へ加勢日限之覚」によれば、幕府が津輕藩に要請した出動兵数は「雑兵五百人」であった。出動日数を九五日間として、一人一日に付五合宛の兵糧米五〇〇人分、すなわち積米二三七石五斗を坂田(酒田)で幕府勘定方より受領した<sup>(14)</sup>。

反乱勃発の当初、津輕藩が準備した人数は別に措くとして、慶安二年一〇月に定められた「軍役人数割<sup>(15)</sup>」によれば、四万石の大名の軍兵は七七〇人と規定されており、同藩の出兵した人数七〇〇余人に該当する。幕府はあらかじめ出

兵員数を明示せずに派遣を命じているが、反乱終結後、前述の通り雑兵五〇〇人分の兵糧米を支給しており、幕府の思惑と津輕藩のそれとが微妙に相違している。津輕藩としてはまさに軍役令に定められた出動体制を採用せざるを得なかったのであって、幕府が暗に同藩へ期待した五〇〇人の出動人数は、二〜三万石級の軍役量にすぎない。シャクシャインの反乱は、確立期幕藩制の中で起こった唯一の異民族の反乱であり、一時は松前藩も苦境に立たされ、前述の如く謀略によって鎮圧した程であるので、その勢力は侮り難い面もあったのであろうから、幕閣は津輕藩には後備の兵を温存させる意向を有していたのかもしれない。七月一八日付の北村弥右衛門覚書状によれば、天候が悪ければ渡海は見合せ、松前へ狄(アイヌ)の乱入があったならば、津輕藩は「船軍たるべく候<sup>(16)</sup>」と水軍の役目に重きを置き、積極的に再度松前に上陸して撃って出るようには命じていないので、大量出兵はもとより幕閣の望む所ではなかったのである。しかし兵糧米の給付は型通り行われ、一方津輕藩は規定をあくまでも遵守して派兵を実施した。このように派兵に関して幕藩相互に対応の仕様が相違したとはいえ、全体としては規定の二倍の人員を準備するなど、定められた軍役以上に出兵を意図した所に、成立期における同藩の軍事出動の特徴があるといえよう。

次に將軍の上洛は、家康が將軍職についてより度々実施された。上洛供奉を津輕家が命ぜられたのは、元和九年七月の家光將軍宣下の際と、寛永一一年七月津輕信義が命ぜられた二回のみであると、少なくとも従来の研究ではそのように認識されている。果たしてそうであろうか。筆者は、この外に二回は存在し、一度は元和三年、今一度は元和五年であり、後者の元和五年度は上洛の準備はしたものの、実現には至らなかったものと考え(両方に信枚が秀忠に供奉した)。

元和三年六月一二日の上洛の節、供奉のため先発した大名は「秋田藩採集文書」須田盛秀の書状によれば、一番手

が伊達政宗で津軽信枚は六番手を命ぜられ、東国大名が上洛の先手を務めた。<sup>(17)</sup> 今度の上洛は家康の死後、秀忠の威光を天下に周知させると同時に、五月に諸大名へ下付した秀忠の領知宛行状に基づき、譜代大名を西国に配置する意図を有していたので、伊達氏や津軽氏などの東国大名はいわば露払いとしての役目を負った。しかも山城・大和を中心とした皇室と関係の深い寺社の法度を定め、所領安堵もおこなない、外様大名（豊臣氏と縁の深い者達）の改易転封を実施するなど、対朝廷、西国大名の関係からも、この上洛は重要な意義を有していた。<sup>(18)</sup>

元和五年（一六一九）の場合は翌六年の和子入内に際して、秀忠が五月八日に江戸を出発している。<sup>(19)</sup> 津軽藩は当該上洛に備えて準備を進めていたらしく、『梅津政景日記』（大日本古記録）第四卷「元和五年四月二一日の条に」「一津軽越中様より戊居四郎兵衛、高屋豊前兩人を以、信太兵部少、拙者方へ御状、御口上之様子へ、御上洛御手前詰り候て不罷成様子ニ候間、屋形様より御借金有度由、御意被成候間、申上、判金百枚借シ申候、越中様御手堅、御前へ指上申候、当秋御済可有ニ而候」と記されており、上洛を前に手元不如意のため、秋田藩に判金一〇〇枚の借用を申入れていた。この借金の返済は津軽藩にとって容易ならざるものであったらしく、秋田藩へは一二年後の寛永八年一月、信枚の遺言によって完済するという始末であった。<sup>(20)</sup> 隣藩への金策にも拘わらず、今回の上洛は幕閣によって免除させられた模様である。次の史料を見ていただきたい。<sup>(21)</sup>

最前も如申入候御上洛之御供御免ニ御座候之間、路次迄御出候共、御帰国可被成候、恐々謹言、

五月廿日 安藤対馬守重信（花押）

土井大炊助利勝（花押）

酒井備後守忠利（花押）

本多上野介正純（花押）

酒井雅楽頭忠世（花押）

### 津輕越中守殿

人々御中

即ち道中の途次であっても信枚の上洛を免除する旨が、幕府年寄衆によって伝えられている。差出人中の安藤重信ほか四名の年寄は、和子入内の時期に幕府の年寄職に位置した人物達で、入内に関しても様々な指令を下している。<sup>(22)</sup> また元和六年には秀忠は上洛しておらず、元和九年の上洛には信枚が供奉しているだけでなく、同年には本多正純・安藤重信は既に年寄を退いているので、<sup>(23)</sup> 本文書は入内直前の元和五年上洛の時点と考えて差し支えないものと思われる。信枚が何故上洛を免除されたのか、その理由は不明であり今後の研究課題として残しておきたい。

元和九年の上洛は、「津輕信枚公御代日記」（東京大学史料編纂所謄写本）の同年七月二十七日の条によれば、騎馬五一騎と雑兵五〇〇人余を従えて信枚が供奉した。三代家光の將軍宣下のためであるから、それこそ盛大におこなわれ、津輕藩でも「御徒より以下又者まで徳万宝の笠を着申候、御番鎗錫杖の御鍵御持せなされ候」（同書元和九年七月二七日条）と美々しく供連を飾った様子が記されており、先述の大量の人数派遣とあわせて、出費は多大であったものと思われる。

三代津輕信義の上洛は、<sup>(24)</sup> 寛永十一年六月、家光の上洛に供奉しておこなわれた。今度は秀忠の死後、家光の権威を天下に示そうとするものであり、上洛の祝儀として銀五〇〇〇貫を京都市民に下し、京都以外の直轄都市大坂・奈良・堺に対しても市中の地子免許を与えるなど、三〇万七〇〇〇貫の供奉の大軍を従え、將軍家の権威は大いに高ま

った<sup>(25)</sup>。ここにおいても元和三年の上洛と同じく、伊達政宗は一番手として先発を命ぜられており、次に伊達忠宗、上杉定勝、佐竹義隆、南部重直、加藤式部、丹羽長重、津軽信義と、東国大名が先手を務めた<sup>(26)</sup>。信義の召連れた人員は不明であるが、前年の寛永一〇年二月一七日に出された「軍役人数割<sup>(27)</sup>」を基準として、「去年令せられたる軍役の半役たるべし<sup>(28)</sup>」という指令に基づいて出動がなされた。

信枚と信義による津軽藩の上洛の中で、元和五年の場合を除き（元和五年は上洛を命ぜられて用意を整えていたにも拘わらず、俄に免除された経緯があり、初めから命ぜられなかった寛永三年とは趣を異にする）、初めて津軽藩が供奉した元和三年の上洛をみてみると、人数差出しは大坂の陣の半役と定められたのではなからうか。大坂の陣に出動した津軽藩の人数は前記の通り三〇〇〇余人であり、同九年に信枚が上洛に召連れた人数は一五〇〇人余となっていることを考えあわせると、津軽家の上洛供奉人数は、元和三・九年の段階では大坂の出動員数を基準に算定され、それに依拠していたといえるであろう。また元和三・寛永一・一兩年の上洛においては、他の東北諸大名と共に先鋒を命ぜられて先発しており、朝廷・西国大名に威圧を加えんと企図する幕府の先手として、その役割をはたした。

津軽藩に賦課された公役の中で、右に述べた軍事出動や上洛供奉のほかに、御手伝普請は先の「一統志」の条によれば、慶安元年までは賦課されることがないということであった。しかし次に掲げる「江戸幕府年寄普請奉行連署奉書」（国立史料館蔵）を見る限りにおいては、右の記述を簡単に首肯するわけにはいかないであろう。

急度申入候、仍下総国うなかミ之船入候御普請千石夫ニ被仰付候条、道具以下有御用意慥成奉行御指副、五月廿五日至彼地参着候様ニ可被仰付候、右之旨為上意如此候、恐々謹言、

四月廿六日 安藤対馬守重信（花押）

土井大炊助利勝（花押）

石川八左衛門尉重次（花押）

内藤金左衛門尉忠清（花押）

青山図書助成重（花押）

津軽右京亮殿へ

右の奉書には年記がないが、おそらく慶長一四年四月、幕府が東北諸大名に下総国海上郡の銚子築港の役を命じた時のものであろう。「上杉年譜」によれば、四月に海上船入の普請の命があり冬一〇月には完工した旨が知られる。また佐竹氏、相馬氏も動員された由がみえるが、津軽氏は不明で、現時点では当該普請の実態は明確にはされていないものの、右の奉書から津軽氏にも役が命ぜられていたことがわかる。宛名の右京亮は恐らく津軽為信の官職を指すのであろうが、為信は慶長一二年に既に死去しており、その点不可解な向きもなしとはいえないが、大熊事件も落着き信枚の跡目相続が決定したのは当普請と同年であることを想えば、奉書の宛名を取りあえず前当主の官名である右京亮を記したのではなからうか。右の外に筆者が奉書を一四年と推定するもう一つの根拠として、連署者の青山成重は慶長一三年一二月に加判役を命ぜられ、それに加えて石川・内藤も同時期に普請奉行を務めていることから、<sup>(30)</sup>加判者ならびに普請の内容からして、本奉書は慶長一四年四月二六日と考えてよいであらう。

奉書に記載の如く銚子築港の工事が、一〇〇〇石に一人の割合で人夫を差出す「千石夫」によることを命じているのは興味深い。周知の如く銚子は「奥羽海運屯」之要津」と「下総旧事考」<sup>(31)</sup>に記されているように、東北大名が江戸と接触をもつための流通の枢要を占める位置にあったために、幕府としても利用効率の高い東北諸大名に千石夫によ

る役賦課を命じたものであろう。千石夫は慶長八年の江戸市街建設の時に初めて現われた課役であり、諸大名は通常一〇〇〇石に一人という割合よりも多く人夫を供出するのが慣例となっていたようである。上杉家の場合も、厳密に言えば三〇万石の領知高からすれば三〇〇人の課役であるのに、数千人を派遣したとあるので、津軽藩も恐らくそれに倣って多数の人夫を差し出したものと思われる。

慶長年間には銚子築港の御手伝普請のほかに、同一六年から一八年にかけて内裏造営がなされたが、その際動員された大名の中に、津軽信枚の名がある<sup>(33)</sup>。助役大名は総人数二五二人、総石高一四九二万八五二〇石であって、ほぼ全国の大名を網羅した普請であった。「当代記」に、遠国たる理由によって関東衆は「銀を相上、此銀板倉伊賀守、大工大和守相請取、京ノ町人賃ニテ行<sup>(34)</sup>之」とあるので、津軽藩の場合も関東衆よりも遙かに遠国であるから、普請銀を上納するのみで実際に普請作事は担当しなかった可能性も考えられる。しかも、この後、承応年間にも御所築地造営は大名の課役と定められたが、幕府は慶長期の関東大名の如く普請銀を納めるように命じた。善積氏が指摘するように、右の形態をとったのは江戸時代に前期では御所の普請のみ<sup>(35)</sup>であり、それ故御所の造営は幕藩関係を規定する御手伝普請の範疇からはやや外れるであろう。なお、「禁裏御普請帳」に四万石津軽越中守と記されているが、「朝野旧聞哀藁」五九一の按文にもある通り<sup>(36)</sup>、この石高は各大名の全領知高を示すのではなく、課役をあてられた高を指すものと思われる。即ち津軽藩の普請負担高は四万石であり、全領知高に今度の普請役は賦課されなかった訳である。同じ東北大名でも上杉氏は、幕府年寄の土井利勝よりの命によって、禁裏築地造営のため全領知高を書き上げさせられ、上杉景勝拝領分の三〇万石全てに役を賦課された。このように全領知高に役を賦課された大名も存在すれば、津軽氏のように領知高は四万七〇〇〇石であるにも拘わらず、内四万石にのみ課役を負担させられる二様<sup>(37)</sup>があった。

管見の限りでは津輕藩の領知高について記された史料で、後の家記とか編纂書以外に、一応当時の記録に津輕藩の石高が記されたのは、「禁裏御普請帳」が初めてではないかと思われる。ここに津輕藩が石高を基準として編成された幕藩制の軍役体系に組み込まれた姿をあらわしており、禁裏造営の御手伝普請とはいえ、右の意義は、慶長一三年における銚子築港の場合とは違った意味で大きいと言わねばならない。

慶長年間に津輕藩へ賦課された普請役としては右の二件を挙げるに留めるが、元和期には普請を命ぜられた史料は見当らない。寛永期に入って寛永一二年の江戸城天守台御手伝が「佐藤家記」を引用した「歴代記類」にみえる。<sup>(38)</sup>現在、同家記が典拠とした史料をみることは不可能であるので、その真偽の程を確認することはできない。幕府の正史である『実紀』にも『東京市史稿 皇城篇一』（臨川書店 昭和四九年）にも津輕藩へ天守台の普請を命じた記録を見出すことはできないし、また『史料綜覧』巻一七にも該当する記事がみえないことは勿論、同書に載せられている史料で、右の事を記しているものを管見の限りでは発見できなかった。但し幕府は翌一三年正月八日、西国・四国・中国及び関東・東北の諸大名に江戸城外郭の修築を命じており、それに津輕藩も参加した可能性が無しとは言えないが、<sup>(39)</sup>『実紀』の同日の条には、各大名の助役とその請負場所が詳細に記載されているにも拘わらず、津輕藩の名はない。右の状況においては、新史料の発掘がなされぬ限り可否の断定は差し控えねばならないが、寛永一二年の天守台普請助役は、「佐藤家記」のみに記された記事であって、幕府・他藩の史料には全く見えず、しかも慶長一四年の銚子築港の如く一次史料も見出せぬ現状では、明確な形で以てこの普請を事実としては認定しかねる。また寛永年間における江戸城の全普請に、津輕藩は参加していないことも参考のため付け加えておく。<sup>(40)</sup>

所謂石高を基準とした軍役体系からははずれ、算定された軍役量として量ることができない役のあることは、前述

の通りである。成立期津輕藩の場合も幕府からその種の役を負わされており、一つは罪人の預りであり、今一つはそれと類似した形ではあるが、キリシタン流人の受け取りである。

津輕藩への預人は慶長一四年（正確には、この時点では松前であって、津輕には同一九年）に預けられた花山院忠長を初めとして、約一六名（弘前に来なかった人物も含めて）を<sup>(4)</sup>数えることができ、中には柳川一件で有名な柳川調興、相良騒動の相良長兄<sup>(4)</sup>などが津輕の地へ流された。流謫の人々の津輕地方に与えた影響については、既に言い尽されているので付言すべきことはないが、梶川左門が寛文六年に流されたのが最後である。またキリシタンの流罪は、慶長一九年六月、京坂地方の信者七一名が津輕へ遠流に処せられた事があり、その経過については石戸谷正司・松森永祐・宮崎道生各氏の研究に詳細に述べられているので<sup>(42)</sup>参照されたい。この後も津輕への転キリシタンの配流は続くものの、概ね正保・慶安期までの間に実施された模様で、その後は史料の上からも確かめることはできない。しかも寛文期に入ると宗門改を幕府から命ぜられるようになって、むしろ領内の監視強化を実行しているので、新たなキリシタンの受入れは実際上行われなかったのではなからうか。

このように、預人もキリシタンも全て慶長期より寛文期までに津輕へ流され、同藩で監察することになったのであるが、それ以後は罪人の預りを負担した事はなく、流謫の人々を預るのも成立期津輕藩の幕府に対する奉公、すなわち広い意味での公役の一環を形成したのである。

## 二 綱吉政権下の公役

本章において綱吉政権が津輕藩へ命じた公役を問題にするのは、一つには成立期における生の軍役発動の形態が當時期にはみられず、しかも幕藩制が崩壊に至るまでに同藩へ賦課された所の公役が概ね出揃うからである。延宝八年（二六八〇）より宝永六年（一七〇九）迄の三〇年間に、越後高田検地、日光諸堂修復御手伝普請、神田橋辻番警備、本所火消役、各種接待役（御馳走役）を津輕藩は命ぜられており、それは約二年に一回の割合に相当した。本章では徳川綱吉が將軍襲職直後に実施した高田騒動の親裁の後、津輕藩はか三藩に命じた天和元年の越後高田検地を初めとして、諸役の各内容を順次検討してゆくことにする。なお、本稿で引用する津輕藩の藩庁日記（江戸・国元）は、江戸藩邸日記を「江戸日記」、国元の日記は、「国日記」と略記する。

### ① 越後高田検地

延宝から元禄期にかけては、大名課役による幕領検地が集中してみられる。それは一概に大名課役だけによる検地ではなく、各地の幕領代官によっても手掛けられてきており、検地の結果は元禄郷帳に結実した。

綱吉政権による天和から元禄に至る幕領検地は九件実施され、検地業務を担当した大名は延べ一五家を数えた（『実紀』）。なかでも天和二年（二六八二）の越後高田検地は、津輕藩の外に信濃飯山藩松平忠俱、同高島藩諏訪忠晴、同松代藩真田幸道に命ぜられた。以下、津輕藩にとって初めて体験した当検地役については研究史が見当らないので、検地役人の派遣から終了後の褒賞に至る過程を紹介して理解を深めてゆくことにする。

天和二年三月一九日、津輕藩江戸留守居は老中阿部正武より、越後高田領の検地を命じる老中連署奉書を受領した〔江戸日記〕天和二年三月一九日条)。今度の検地は、真田家・松平家・諏訪家・西尾家それに津輕家が担当する予定であったが、後に西尾家は国替のため免除された〔国日記〕同年四月九日条)。江戸藩邸では翌日、早速主だった大名へ事情を聞かせると共に、幕府勘定組頭佐野正周に指図を仰ぎ、二二日に、用人間宮勝守以下役人二五名、足輕六五名、長柄者四名、小人五七名を派遣する命を下し、総奉行には大道寺繁清を任じた〔江戸日記〕三月二二日条)。派遣人員の内訳ははじめ間宮勝守の外同加役、検地奉行・同加役、目付、竿奉行(手廻・馬廻両組から、地方功者で代官経験者かもしくは検地業務の経験者)、算用者二〇人(算用達者で、掛算・引算の功者)、郷足輕(雨具持)、物書二〇人(中小姓、歩行、足輕、町人・百姓、家中の子息でもよい)、竿打二〇人(大組・小組足輕の内から)であった〔国日記〕四月九日条)。二四日には幕府目付高木守勝より検地条目と水帳・絵図を手渡され〔江戸日記〕同年三月二四日条)、更に勘定組頭佐野から「検地請取分高御帳」を渡された(同書同月二八日条)。それによって津輕藩の検地受持分は、高田二四万石の内刈羽、三嶋両郡にて六万九〇〇〇石余、村数七二ヶ村と決定した。ついで各藩の担当区域の高割帳が用人達に下付されて〔国日記〕四月九日条)、検地に着手する以前に検出高がある程度内示され、その事務細目については用人が寄り合って協議した<sup>(43)</sup>。四月一五日、江戸藩邸より検地役人の一番立が出発、一七日までに三番立が立出して、現地到着は二二、二四日迄の間とされた。また検地に着手する「竿初」は、津輕藩の場合同月二七日と指定された〔江戸日記〕四月一四日条)。しかし実際には、恐らく人数の不足からであろうが、一日遅れて四月二八日が竿初となったことが知られ、検地業務に携わる人数の不足は、当役を命ぜられた時点で懸念されていた〔国日記〕四月九日条)。このため江戸藩邸の役人の外に、次に示す如く国元からも検地役人を派遣した(同書四月各日条)。

四月一〇日 鯨ヶ沢目付の派遣。

同一二日 竿奉行(手廻五人、馬廻四人)、物書二〇人(中小姓三人、歩行一人を含む)、勘定者二人、以上五〇人碇ヶ関発足。

同二三日 竿奉行(手廻五人)、物書(中小姓三人、歩行一人)を派遣。

同二五日 物書一五人発足。

この外に現地の越後に於ては、「御雇者」を新たに調達するようにと、間宮勝守方へ国元から指令が与えられた(同書四月二十五日条)。

国元からの人数派遣は右の如く順次行われて、五月二日に検地は開始し、約二ヶ月後の七月二十七日には完了した(「江戸日記」八月二日条)。この間、越後と弘前の間には飛脚が頻りに行きかい、また国元からは越後へ御用金を五〇両、一〇〇両と発送した(「国日記」六月一五・一八日両日条)。なお四月の派遣人員とは別に、七月二日には加勢として新たに竿奉行手廻六人、徒目付三人、勘定六人、物書三人、竿取足軽九人など総勢四二人で、その他に検地方功者菊地三左衛門外三人が派遣された。これは九月中に検地を終了させたいとする国元家老の意図に基づいて送られたもので、江戸藩邸での派遣編成の方式を採用して、三手分の家臣を国元で選考して至急越後に派遣した(同書七月二日条)。増派を繰り返した結果、七月中旬には当初の竿手一三手が一四手に増え、下旬には二〇手に増加した。勘定組頭佐野正周が用人に洩した所によれば、老中は年内に検地を終了させたい所存であるとのことで、検地は七月中に終え、八月中旬に完了できないようでは「公儀躰之御首尾不勝御事罷成候ハ、沙汰之限」の状態になるので、「隼人ヲ初何も打寄相談の上、御急候」と、国元の家老は危機感を深め検地の早期終了を現地へ催促した。また同じく検地に携わっ

ている諸藩の進行状況も睨み合わせて、津軽藩が特に遅延のないよう何度も注意を喚起し、七月中に終えることを現地役人に厳命した。<sup>(45)</sup>

ここに於て津軽藩に難題が持ち上った。それは右の七月一五日付の大道寺繁清宛元家老書状の中で既に指摘されていたが、間宮勝守宛の同日の書状<sup>(46)</sup>にある如く、現地の幕府代官から渡された清書の帳面の石高と、江戸で幕府目付から下付された高割帳のそれが相違し、同じく検地条目も細部に於て違うため、所によっては再検地を行わなければならない事態が惹起した。松代藩が「不埒成儀共御座候而」(内容は不明)、二・三度検地の改直しを幕府から命ぜられて、その前例が無い訳ではなかったので、津軽藩はその事態を恐れた。七月二六日に幕府代官設楽孫兵衛から「帳面改」をするために検地帳の提出を求められたが、これ以降検地を担当した竿奉行ら殆どの役人は段階的に帰国しているのを見ると、再検地という最悪の事態は回避できたものと思われる。<sup>(47)</sup>

検地終了の報告は、八月二日に江戸藩邸から老中・勘定頭・同組頭宛に行い(「江戸日記」八月二日条)、十一月一日には検地場から引払って(「国日記」十一月一日条)、江戸藩邸では検地帳の清書を開始した(「江戸日記」同月七日条)。翌三年閏五月には清書も完了し、「検地総目録」を老中阿部正武に上呈し、また大老堀田正俊、勘定頭ら農政専管の諸役人にも同目録を献上した(同書天和三年閏五月二八日条)。続いて七月二八日、江戸城檜間に於て大道寺繁清、間宮勝守を初め津軽藩の重臣五名は、他藩の家臣と共に白銀・時服を下賜され労を犒われた。なお松代藩は検地丁場の検出高が多かったため、城内で幕府役人から詮議を受けた模様である(同書同年七月二八日条)。

津軽藩が幕府へ提出した「検地総目録」それ自体を、現在では目にすることはできないが、担当した二郡の内三嶋郡は幸い検地帳が残存している。それに拠ると三嶋郡の農村三組(五千石組、批把嶋組、小国東組)は合わせて六五ヶ村

〔新田村を含む〕をもち、天和二年の当該検地により、新検総高は一万九一六九石二斗一合と算定された。古高は一万七四二七石六斗であるから、打出高は一七四一石六斗一合で、約一割を打出した<sup>(48)</sup>。今度の検地では、打出しの外に津輕藩の受持ち場でも隠田の摘発が行われたらしく、他の諸藩の持場でも竿奉行と百姓との出入りが報告されている<sup>(49)</sup>ので、打出しは普遍的に見られた筈であり、前述のように松代藩は新検高が多いため、褒賞の段階で詮議を受ける始末であった。この打出高の取扱いについては、

古高新検出目<sup>(虫摺)</sup>別紙ニ被仰越令一覽候、他之衆考合、中分ニ参候へハ能候様御心得之由尤ニ存候<sup>(50)</sup>、

と国元の家老から現地に指令が下されて、他藩とのバランスを勘案して中分にせよというものであった。即ち新検高には人為的な操作が施され、越後高田領の石高は幕府と検地担当藩との間で、人工的に決定されたものと考えて差し支えないであろう。

さて当検地は天和三年七月に幕府へ検地総目録を提出して、総奉行大道寺・本じめ間宮を初め検地に携わった主だった面々へ藩から褒賞が行われて〔江戸日記〕同三年七月二八日条、最終的に終了を告げた。高田への出向人員は、一説には「竿奉行四十八人、奉行一人に付下役八人ツ、附添、都合下部共六百人参と云、其外勘定方并諸足輕迄三百人参<sup>(51)</sup>」と言われ、津輕藩としては寛文九年のシャクシャインの反乱に出兵して以来の動員であった。慶安二年の「軍役人数割」に拠ると、四万石は七七〇人、五万石は一〇〇五人の人数積が明示されており、今度の約九〇〇名の出向人数はまさに軍役令の規準にほぼ該当した。即ち綱吉政権下に於ける当検地は、命ぜられた幕藩領主にとって軍役動員と余り変りはなく、成立期に於ける普請役の賦課なども相通じる側面を有していることが窺われるであろう。

㊦ 日光諸堂修復御手伝普請ほか

幕府への「検地総目録」献上と派遣役人の褒賞を以て越後高田検地が終了する以前に、津輕藩は天和三年（一六八三）閏五月、老中から日光諸堂修復御手伝を命じる書付を渡された。「日光御修覆御手伝覚」（江戸日記）天和三年閏五月二十七日条）によれば、

御宮并本坊

役高七万石 （長次、二本松、十万石）  
丹羽若狭守

同 五万石 （忠興、岩城平、七万石）  
内藤左京亮

同 三万石 津輕越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石 （幸道、松代、十万石）  
真田伊豆守

同 五万石 （正誠、新庄、六万八千石）  
戸沢能登守

（傍註筆者）

と記されており、御手伝を命ぜられたのは東北・中部地方の五藩で、役高合計は二七万石とされた。各藩の役高は、領知高よりもほぼ一〜三万石程減額された。

早速、津輕藩は普請役人の人選に取り掛り、天和三年七月一〇日には江戸藩邸で派遣人員が公表された。物奉行に

は津軽玄蕃、本じめ奉行二名、普請奉行三名のほか各役目が定められ、総勢三四名であった(同書同年七月一日条)。また検地の時と同様、国元からも日光へ家臣団が派遣され、役人九名(各自が家来を三八名同行)と中小姓・足軽六八名、百姓・相撲取りの中から選定しておいた者(人数は不明)は(「国日記」六月一日条)、六月一日に日光へ赴いた。<sup>(52)</sup> 同月二日には新たに足輕警固二〇名を派遣した。なお幕府からは日光御用御扶持として、四五〇人扶持が給与された(「江戸日記」七月二日条)。日光への御用荷物二三駄の発送は石屋久三郎に任せる(同書七月二日条)ことにはしたものの、使用馬は江戸伝馬町名主佐久間善八に依頼した(同書八月一日条)。七月二十九日の「普請始」によって堂社の修理に着手し、八月二十九日、日光大地震に遭遇したが、津軽藩の普請場は幸いにも被害を免れたという。藩主信政は、地震の後、工事中二度(九月と十一月)にわたって江戸から日光に視察に出向いており、進行状況が気に懸ったものと思われる。

日光社堂の修理工事は、一〇月に津軽藩分担分の石垣が出来、同月二二日に完成した(同書一〇月八・二二両日条)。一月には遷宮と供養の規式が作法通り執行され、同月二一日、江戸藩邸の重臣が登城して大老堀田正俊へ普請終了を報告した(同書一二月二日条)。次いで一二月初めに江戸城に於て、今度の御手伝を命ぜられた各藩の普請責任者に褒美が下賜された。津軽玄蕃のほか主だった重臣が登城して各自白銀・時服・綿入羽織を拝領した(同書一二月二日条)。因みに「江戸日記」によれば、当席に於て松代・二本松の両藩の家臣に対する下賜物が他藩よりも多かったのは、それは両藩が一〇万石の知行高であったことに由来する<sup>(54)</sup>という。即ち領知高に裏打ちされた家格によって、褒賞の多寡が決定されたのである。

普請の終了後、日光に詰めていた家臣達は国元・江戸双方に帰ることを許され、江戸に戻った家臣には翌日から一

○日間の休息が与えられ、国元では勞を構って能見物が許された。<sup>(55)</sup>

今回の御手伝普請は、成立期と同様に津輕藩の家臣が日光へ出張して、実際に工事を担当しており、また同じく越後高田検地も江戸・国元双方から人員を派遣して遂行した。これ以後、寛政一〇年以降になると日光の御手伝普請は工事費のみを上納する「御金御手伝」に移行するといわれており、天和期ではその傾向は現われていない。今回は東北・中部諸藩に普請役が命ぜられているが、日光諸堂修理は通常那須衆が請負うと言われており、当該衆の参加していないのも当普請の特徴の一つと認めてよいであろう。

貞享元年（一六八四）、藩主津輕信政は国元下向の時期を早められたが、その理由は日光御手伝普請と検地役を完遂したためとされ、江戸への来年の参勤は六月に延期することも許可された。<sup>(56)</sup>寛永の武家諸法度には、諸大名は四月中に参勤すべきことが定められているので、右の措置は破格の軽減であった。周知の如く参勤交代は幕藩領主にとって公役そのものであるのに、それを軽減した事は右の諸役の重要性を裏書きするものであろう。

綱吉政権下に於ては、右の日光諸堂修理手伝の外に、津輕藩が命ぜられたのは元禄元年（二六八八）七月の「本庄水道之手伝」、同七年二月の戸樋塀修理がある。前者は本所への屋敷替を契機として、同地の水道普請の手伝を命ぜられたというもので、<sup>(59)</sup>他史料に見えぬので確証は得られないし内容も不明である。後者は昌平橋から上野迄の大破した戸樋塀を修理するもので、新規に町屋敷が出来た分迄戸樋普請を行った。当工事は既に白子屋に請負わせ、完成して後に各大名へ費用を割当てる所謂「御金御手伝」であった。出銀を命ぜられたのは、藤堂藩を初め津輕藩も含めて全一四藩の屋敷が分担した。この普請は共に利用する町方と武家方とに分け、工事費総額一八七兩二歩、銀八匁六分を、町方では二三兩一歩、銀二匁三分二厘を支払い、武家方は一六四兩、銀二匁一分七厘八毛を各領知高に応じ

て分担出金した。<sup>(60)</sup>津輕藩の割当は「三万石より四万九千九百五十石迄」の項に該当し、右の割付にのっとり金額を負担した。この榭塀普請は事実上使用している武家屋敷及び町方の屋敷が共同して行い、つまり共に裨益する所を享受するのであるから、先の日光諸堂修理とは同日に論ずることは不可能な性質をもつものである。

### ⑤ 辻番・火消役

辻番は江戸に藩邸を置く大名が、主に辻斬防止など治安のために、寛永六年（一六二九）に設置したのが始まりといわれる。なお、各大名がその領知高に応じて番人を差し出す所謂「高割辻番」は、寛永一三年に設置されたと伝えられる。<sup>(61)</sup>制度自体が整備してくるのは、万治二年（一六五九）の「辻番所条目」<sup>(62)</sup>や寛文元年の江戸の各入口の制度が定められてからで、寛文年中に詳細な辻番規定が出されてゆく。天和三年に至って「辻番条々」は完備し、また「一万石以上辻番」ならびに「一万石以下組合辻番」の各条々が発令されて、辻番体制が基本的に固定した。<sup>(63)</sup>

津輕藩の場合、天和以前に辻番を担当していた様子が「江戸日記」から看取されるが、<sup>(64)</sup>本格的に領知高を規準として役賦課されたのは、天和二年の万石以上辻番の条々が出された三ヶ月後の同年五月であって、神田橋辻番を幕府から命ぜられた（「江戸日記」天和三年五月一日条）。相伴衆は旗本舟越為景と同右丸定盛で、「新辻御組合高之覚」によれば、津輕藩は御屋敷内として一万石、舟越は五五〇〇石、石丸は七〇〇石とその引請高が、定められた（同書同月一七日条）。次いで日数割は当初一ヶ月につき津輕藩は一八日半二、舟越氏一〇日六分四五二に変更され、一ヶ月の内一日から二〇日計三〇日とした。後に津輕藩が一九日三分五四八、舟越氏一〇日六分四五二に変更され、一ヶ月の内一日から二〇日迄を津輕藩が担当し、二〇日に持場を舟越氏へ渡して、一日に再び同藩が受け取る仕組にした（同書同日条）。差し出す辻番人数は、従来昼四人夜六人であったが、同三年二月の条々の通り、昼三人夜五人とした（同書五月一日条）。

「御勤石高一万五千五百石」の神田橋辻番役は、最終的には津軽・舟越両家が果たすことになったのである（同書五月一七日条）。また自らの屋敷廻りの辻番は、上屋敷前東辻番を旗本近藤織部・石子三右衛門と同藩が担当し、津軽家は四万七〇〇〇石として一ヶ月の内二五日を受け持ち、近藤と石子は各三日と二日であった（同書天和元年四月一四日条）。

辻番の外に津軽藩が幕府から命ぜられた江戸に於ける役としては、火消役（本所火消役）がある。大名火消は寛永六年、一万石に三〇人の積りを以て火事場に出動が命ぜられており、徐々にその制度は整備された。津軽藩は延宝六年正月に、小石川・本郷近辺の火事に際して駿河台・猿楽町へ出動して類火を防ぐべきことを幕府から命ぜられているが、同年三月二八日には免除されており、その詳細は不明である、綱吉政権下に於ては、津軽藩は本所火消役（同所材木蔵の火消をも命ぜられる）を担当させられた。これは元禄元年七月に従来神田小川町にあった上屋敷を本所二ツ目に繰り替えられたことによって、同地域の火消に変更されたものであろう。<sup>(67)</sup>

本所火消役は元禄三年（一六九〇）正月に命ぜられてより、綱吉政権に於ては同所材木蔵の火消役も含んで、宝永六年まで隔年で命ぜられた<sup>(68)</sup>（もっとも材木蔵火消役は元禄一六年と宝永二年の両度で、あとは全て本所火消役である）（「江戸日記」元禄一六年二月二十九日条）。元禄六年の場合、本所火消役を命ぜられたのは津軽藩の外、同所に屋敷のある井上・増山・浅野の三家であり、火消役下命の後、同藩では早速国元へ飛脚を下し足軽二〇人と持鎧小人三〇人を江戸へ増援させた<sup>(70)</sup>。火消に必要な足軽は元禄四年の段階から国元に増派を依頼しており、同八月の拜命時には五〇人の派遣を要請したが、既に江戸に九名居るといふ名目で、国元からは四一人しか送られなかった。<sup>(71)</sup>前述した寛永六年の大名火消の規定によれば、出火の節、津軽藩はその領知高にあわせて約一五〇人程の人員を出動させねばならない。本所火消役を命じる老中奉書が届く度毎に、国元へ足軽増派を依頼しているのは、その出動人員の規模の大きさに原因があっ

たものと思われる。因みに火消役を命ぜられて、国元から足輕を増派した様子をみてみると、元禄四年八月、足輕一〇人、同六年五月、大組諸手足輕二〇人と持鍬小人三〇人、同八年四月、大組持筒足輕四一人である。<sup>(72)</sup>

#### 補註

延宝八年五月一日、四代將軍家綱の法事につき上野辻固を命ぜられた旨が、「歴代記類」巻二、「津輕史」第六巻五〇四頁に記されている。しかし管見の範囲では、「江戸日記」の同年同月同日の条、及び五月の各日の条に辻固に出動した形跡はない。確証を得るに足りる史料を発見できぬので、本節では採り上げなかった。

#### ㊦ 公家衆接待役

津輕藩の公家衆接待役は、天和元年（一六八一）四月、法事執行のため下向した青蓮院門跡尊証法親王の接待を初め<sup>(73)</sup>として、綱吉政権下では四度（内一度は途中で免除さる）命ぜられた。それ以前の接待役としては、延宝三年に竹内門跡良尚法親王を接待した記録がみえるが、『実紀』<sup>(74)</sup>には同門跡を同年二月に接待したのは島津飛驒守忠高とあり、<sup>(75)</sup>事実関係に齟齬をきたすので、筆者は当記事を採らない。

天和の後、貞享三年五月上野に於て執行した「法事開闢」につき毘沙門主公弁法親王の下向があったが、津輕信政にその接待が命ぜられた。<sup>(76)</sup>信政は一旦は引き受けたものの、前代信義夫人慶林院が死んだため、伊藤出雲守祐実<sup>(77)</sup>に代役を依頼し、馳走役を免除された。しかし翌四年には再度馳走役を命ぜられた。老中奉書によれば、勅使を中川恒久、本院使を津輕信政、仙洞使を秋月種信、女院使を田村建頭がそれぞれ受け持ち、「賀歳首及即位」の目的を以て下向した公卿を接待した。<sup>(79)</sup>六月七日、俄に仙洞使の接待をも命ぜられて仕事は倍加したが、滞りなく任務を果たした。<sup>(80)</sup>

この後、元禄一三年（一七〇〇）、家光の五〇回忌と家綱の三〇回忌を上野と日光両所で行うため参向した公卿の内、

梅小路宰相共方の接待を命ぜられ、その際津輕信重は將軍の供をした。<sup>(81)</sup>

従来、公家衆接待役は前章に於ても述べた預人やキリシタン流人のように、量ることのできない公役であった。しかし天和二年三月の青蓮院門跡尊証法親王の接待役を命ぜられた津輕藩は、高家吉良義央から次の書付を受領した〔江戸日記〕天和元年三月二十七日条。

公卿衆御馳走所被差置人数諸道具覚

鉄炮十挺 弓五強 鐘十本 玄閔番侍五人 供之馬上一人 歩行七人 以上右者五万石以上之衆、

右の覚書は馳走役の内容自体を記したのではなく、しかも細かな高の段階規定もなく五万石以上の衆とのみ記されていて、目安の域を出るものではないが、公家衆接待役を果たすには、軍役に類似した右の勤番人数と武器の品揃えが必要であったのである。津輕藩が実際にどの程度の人数と鉄炮等を差し出したのか不明である。しかし領知高からして、右の覚書に沿った線で措置したものと考える。即ち量ることのできない役として等閑視されてきた接待役の如き役も、ある程度の一定規準を以て実施されていたのであるから、今後右のような接待役も再検討する必要があるのではなからうか。

### 三 正徳より天明に至る期間の公役

本章では正徳より天明に至る期間に、幕府が津輕藩へ命じた公役について考察を加える。当該時期の公役の性格は、綱吉政権下に於て賦課されたものと基本的な性格としては同一である。しかし前章では現われなかった新たな形態の

役賦課も行われているので、検討の余地があると考え章立を別にした。

五代將軍綱吉が宝永六年（一七〇九）正月一〇日に死去してより、同年四月に津輕藩は本所火消役を命ぜられ、また一月には綱吉の一周忌のため梶井門跡道仁法親王が下向してその接待役を命ぜられた。<sup>(82)</sup> 右に象徴されるように、当期の役は公家衆接待役と警備の役（火消役・門固）及び普請役の三種に限定され、その意味に於て綱吉政権の公役と同一線上で掌握できるであろう。ところが同政権下の公役と比較して相違する若干の点は、当期には、普請役自体の変質がみられることと、役賦課が重複した場合、一方が免除されるケースが出現したことである。以下、個々の公役を吟味することによって内容を明確にしてゆく。

まず御手伝普請に関しては、正徳三年の芝増上寺方丈普請を初めとして全部で五回を数えることができるものの、その内明和三年のそれは国元津輕地方大地震の理由を以て免除された。

正徳三年（一七一三）五月二日、津輕信寿は前田利興と増上寺方丈造構を命ぜられた。<sup>(83)</sup> 同九日には長尾小次郎を手伝本じめ役に任じ（「江戸日記」正徳三年五月九日条）、更に石請取奉行、地形方壁方共奉行、人足奉行、小買物奉行各二名が決められた（同書同月一日条）。普請の取り掛りは六月二・三日頃とされ（「国日記」同年閏五月六日条）、それに間にあわせるように、国元では普請御用金として弘前の市中から千両を上納させる（自発的に献上するという形をとっているが、内実は割当の強制的上納と推定される）と共に、領内全域に冥加金の上納<sup>(84)</sup>を命じた。また在江戸の人数のみでは賄いきれなかったのか、この外に国元からは普請手伝御用として足輕三〇人が出府した（同書同年六月二七日条）。今度の普請には従来通り家臣が出向して普請に携わったではあろうが、開始に当って商人冬木屋又四郎に工事を依頼すると同時に、冬木屋の手代を普請場の「諸事肝煎」に命じ、金子を下賜している（「江戸日記」五月一五日条）。このように

今回の御普請手伝には商人が大幅に関与して、しかも現場の指揮をとっており、国元に於ける御用・冥加金の徴収も考えあわせると、普請費用を渡して町人に請負させた部分が相当数を占めたのではなからうか。その各箇所は不明であるが、右の仕様での御手伝普請のあり方は、綱吉政権下にはみられない一つの型であった。

次の御手伝普請は、享保一七年（一七三二）閏五月五日の江戸城幸橋門の造築である。津軽信著と共に助役を命ぜられた前田利章は、同じく虎の門普請を担当した。<sup>(85)</sup>津軽藩ではこの普請に着手する前に、最近芝口門造営や神田橋等造営の、東照宮諸堂社修理<sup>(86)</sup>を担った八藩の留守居を江戸藩邸に集めて、普請の様子を聞き糺した（「江戸日記」享保一七年閏五月一〇日条）。ついで用人添田儀左衛門を普請惣奉行として本じめを決め、閏五月二日には「鍬鉋立初め」を執行して工事を開始した（同書同月二二日条）。今回も国元からの増援を要請し、役人五六名と作事物書・大工など八名をあわせ、総勢六四名が出府した。後に若干名の不足により五名程の追派があったものの、それでも人員の不足を埋めるには至らず、江戸で月雇四〇名を抱えている様子が窺われる（「江戸日記」六月二七日条）。また国元では普請手伝御用金として二五〇〇両を江戸に送致しており（「国日記」六月一九日条）、その上、七月には江戸において豪商加藤善次郎や山口屋平右衛門ら六名から二六五〇両を借用したのを見ると、莫大な出費を強いられたものであろう（「江戸日記」七月二五日条）。

このほか寛保元年（一七四二）に上野津梁院の瓦葺を命ぜられているが、周知の如く当院は津軽家が檀家であり、ほかの諸藩も同様に自己の檀那寺の修理を担当しているの<sup>(87)</sup>で、この修築は公役一般とは性質を異にする。

津軽藩にとって本格的な助役を命ぜられたのは、明和三年（一七六六）<sup>(88)</sup>の甲州川々普請である。幕府勘定奉行小野一吉、西丸目付石野範至、勘定吟味役川井達経連名奉書<sup>(89)</sup>で以て普請御用が命ぜられ、相役は石川総純、脇坂安親、本

多忠盈、太田資愛、亀井矩貞、溝口直養ら六名の大名であった（「江戸日記」明和三年二月七日条）。ところが同年正月二八日に国元が大地震にみまわれ、甚大な被害を蒙ったことが、二月に入って江戸に報ぜられた（同書二月二日条）。普請惣奉行も決り手伝役人の人選も進めていたが、地震の模様を幕府に報告した処、二月二〇日、老中松平武元より普請役御免を言渡された<sup>90</sup>。そのため普請工事に使役せんと用意していた足輕衆は帰国を許された（同書同月二日条）。

地震という天災によって右の普請役は免除されたが、安永四年（二七七五）五月には再度甲州川々普請手伝を命ぜられた。相役は前田利与、丹羽長貴、藤堂高梁の三大名で、津輕藩での惣奉行は森岡主膳が、また大谷津七郎と大石庄司が添奉行に任ぜられた（同書安永四年五月二日条）。六月、普請工事のための「手伝場御仕様帳」と絵図を手渡されたものの（同書六月二日条）、幕府から「御普請過半御出来ニ付、金納ニ而相濟候之上は、人数ニ而御場所江罷越候様被仰付候」（「国日記」六月八日条）と通達された。即ち当該普請は全くの「御金御手伝」であったことを示しており、津輕藩は工事に要した費用を負担するのみであって、持場検分のため藩邸から役人を派遣するだけで当助役は完了した。ただし「御金御手伝」であるから、江戸・国元両所で費用を捻出するための金策を開始した。国元では茨木屋安右衛門ら四名の領内豪商に合計一万五〇〇両の上納金を命じ、弘前・青森・鯉ヶ沢・深浦・碓ヶ関など各地に一〇〇両以上の米銭を要求した<sup>92</sup>。一方、上方での金策が不調に終り、しかも江戸・京都・大坂三都の蔵元・銀主から五年間の借金を拒絶された（同書六月一日条）。同藩では出費節減の方策を採らざるをえなくなり、近衛家は合力金を五ヶ年間半減、醍醐家は三分の二を減じ、今大路家は縁が遠くなったとして合力金給与を取り止めた<sup>93</sup>（同書同日条）。領内各地の費用調達と経費節減とによって、ともかく当座を切り抜けた津輕藩は、六月一四日に普請場の検分を終えて甲府へ人数を引き払い（同書七月三日条）、また七月一日に江戸城へ重臣が登城して時服を拜領、甲州川々の御手伝

普請はここに終結した（同書七月一三日条）。

当時期の普請役は寺院修理と門普請ならびに川除けと三種類に分れており、部分的にも町人請負に任せた普請と、全くの「御金御手伝」の場合とが現われたことは注目される。これは綱吉政権には見られなかった事象であると共に、幕藩制も中期に入り普請役の多様化が進んだことを暗示している。成立期に於ては戦国期の陣夫役に繋る農民の徴用が普遍的にみられたのに対し、当該期に入ると右に述べた様な変化が普請役に顕著に現れ、それは幕藩制の変質と軌を一にしていると考えて差し支えないであろう。なお加賀前田家の分家（富山・大聖寺両藩）が津軽藩の相役を務めているのも、特色として着目される。

正徳より天明に至る期間の公役で綱吉権下には命ぜられなかったものとして、神田橋門番（門警備）があげられるであろう。江戸城の橋門警備は、万治三年の「御城近辺御番人数之覚書被遣之所々」に、大手・内桜田・外桜田・和田倉・鍛冶橋・呉服橋各門に出動すべき人員と「弓・鉄炮・さすまた・鑓」などの準備すべき武器類と数が定められている。神田橋門に就ては元禄五年五月の条にその名が初めて現われており、正徳二年六月の「所々御門番人数之覚書」に出動員数が規定された。右の覚書によれば、人数は外桜田と同断とあり、給人五人、侍三人、足軽三五人、中間二人合計七〇人の人数を詰めさせることと義務づけられた。津軽藩は享保一七年四月に黒田長貞の替りに神田橋門警備を命ぜられ（「江戸日記」享保一七年四月一九日条）、相役は毛利師就（後に内藤信朋と交代）であった。「江戸日記」には「御代替始而御役被仰付候」（同書四月二日条）と当警衛役を記しており、吉宗が將軍職に就いてから初めて同藩に命じた公役であった。それ故、警備に赴く家臣達へは支度金を給与したり、足軽の増員を図るなど準備を怠らなかつた（同書四月二四日・五月六日条）。その後、本役を津軽藩は度々命ぜられ、先述の本所火消役乃至猿江材木蔵火番と共

に幕藩制が崩壊に至るまで担当させられた。当該時期に於て、神田橋門警備は九回、本所火消役は七回、猿江材木蔵火番は一回、浅草蔵火番は一回をそれぞれ津輕藩が務めており、神田橋門番と本所火消役とが、同藩に命ぜられた警備関係の主たる位置を占めた。<sup>(95)</sup>

綱吉政権におけるのと同様に、当時期にも津輕藩には公家衆接待役が頻繁に命ぜられた。先述の梶井門跡馳走を初めとして、前後八回の接待役であった。これ等の接待役がどれ程の出費を強いるものであったのか、宝暦一年の將軍家重死去による大葬に、津輕信寧が接待を命ぜられた場合をみてみよう。

宝暦一年（一七六一）七月、津輕藩は勅使醍醐経胤の饗応の担当となったが、火急のため準備が整わなかった。<sup>(96)</sup> そのため先年同様の役を務めた加藤泰衡に業務の内容を照会したところ、経費五〇〇〇両が必要ことを通報されたところが藩内にはその用意金の準備がないため、御用達商人の津輕屋三右衛門に御用金を要請したが、急の事ゆえ、三〇〇〇両しか用立てできない旨の連絡があった（『国日記』宝暦一年七月一〇日条）。この点、公家衆接待役は「御金御手伝」に一脈通じるものがあるといえよう。

また右の馳走役を命ずるに際して、幕府は津輕藩に、

#### 津輕出羽守

公家衆御馳走人被仰付候間、本所御蔵火之番被成御免候、

という奉書<sup>(97)</sup>を下した。内容は言うまでもなく、接待役を命じたので「本所御蔵火之番」を免除するというものである。また安永二年八月の勅使・女御使御馳走役を命ぜられた時には、神田橋門番を免除された。<sup>(98)</sup> 普請役と重なった時でも警備役は免除されており、<sup>(99)</sup> 形態の異なる公役が重複した場合は、一方を免除するという仕組を幕府は採用している。

それは例外なく実施されており、次章で述べる寛政期以降幕末に至っても殆ど変更はなかった。

#### 四 寛政元年より明治元年に至る公役

当時期に於て、幕府から津輕藩に賦課された主要かつ重要な公役は何と言っても蝦夷地警衛役であろう。津輕藩の蝦夷地警衛に就ては、『市史』を初め諸書に詳細に論じられているので、本章では出兵の具体的な内容に関しては割愛して、警衛形態の変質を幕藩関係の中で段階的に位置づける作業を通じ、その特質を把握することにした。

寛文九年のシャクシャインの乱の際に出兵を命ぜられて以後、寛政元年に国後島でアイヌの騒動が勃発して派兵を命ぜられる迄、津輕藩の蝦夷地出兵は存在しなかった。維新迄に何度か出兵し勿論常駐を命ぜられることもあったが、その形態は情勢に応じて変更した。しかし出兵の基本的な態様は寛政年間のそれを基本として展開しており、次の三段階に区分できるであろう。寛政元年（一七八九）から文化三年（一八〇六）迄の期間と、文化四年から文政四年（一八二一）迄の期間、文政五年から幕藩制の崩壊に至る迄である。文化四年を一つの画期とするのは、松前藩が幕府に上知され、蝦夷地が幕府の直轄支配地に編入されて津輕藩の警備地域が変更したことによる。また文政五年のそれは蝦夷地が松前藩に返還されたため、津輕藩は警備の任を解かれることになり、領内の沿岸防備に重点が移った事である。以下、順を追って各段階の警備について検討を加える。

寛政元年五月、国後島で木材業を営んで松前藩に運上金を出していた南部領大畑の滝川久右衛門がアイヌと紛争を起こし、荷物改役をして駐在していた松前藩の竹内勘平も殺害されるという事件が起こった。松前藩は六月、新井田

正寿以下二六〇人余の軍を派遣して翌七月二〇日鎮定し、九月五日に福山に帰還した。<sup>(10)</sup>この乱に当って、津輕藩へ松前より要請のあり次第出兵すべき旨の幕命があり、七月一〇日に急使が国元に到着した。津輕藩では軍勢を三番手に分けて、各番手の人数を侍大将・大番頭以下八五三人とし合計一六五〇人の出動体制を整えた。<sup>(11)</sup>携行武器の中で主要なもの、鉄炮四五挺(内訳省略)、大鉄炮三挺、弓一五張、矢一五〇〇本、長柄五〇筋、旗、軍鐘等となっており、軍船は西浜で調達した舟才船などを合せて五〇艘を準備した。<sup>(12)</sup>また馬は用意した飼料から逆算すると、八頭を渡海させたに過ぎない。その理由は、時間は経過しているが寛政九年の出兵の記録に、松前は「險難之地」であるため歩兵戦が主体となること、もっとも馬不足の現状では充足も不可能であると二点をあげており、同元年の出兵も同様の理由によって侍大将・足輕大将のみ馬を備えることを命ぜられたものであろう。<sup>(13)</sup>

津輕藩の派遣軍は結局のところ、全軍渡海には至らなかったのではあるが、右の準備した軍備を寛永の軍役令と比較すると、人員の面では問題がない。武器の場合には鉄炮が大筒を含めて半分以上、弓は五割、鎗は七分の五、馬は先述の戦術的な理由もあろうが二割以下ということになる。軍役令と較べる限り、人数に於ては合致するが、携帯する武器は著しく貧弱な派遣軍であったと結論づけられよう。寛政元年八月二二日に、松前藩から国後領アイヌ騒動を鎮定したので、派兵の不要なる旨が伝達され、今回の一件は終了した。<sup>(14)</sup>

ついで寛政四年一月、幕命によって津輕藩は物頭山田剛太郎・都谷森甚之丞以下二四二名を松前に派遣した。<sup>(15)</sup>これは同年九月ロシアの使節ラックスマンが船頭幸太夫を送って根室に入港し、通商を求めたことによる。幕吏石川忠房と村上義礼が宣諭使として、ラックスマンと福山に於て会見するため、幕府は南部・津輕両藩に護衛を命じた。会見は三回に及び、格別の争いもなく津輕藩の警衛隊は翌五年八月、帰弘した。<sup>(16)</sup>宣諭使一行の津輕半島巡見やその後の

動向については、本稿と直接関係がないので割愛する。

英国船プロビデンス号が寛政八年以降、蝦夷地の各地に出没して、再び北方に対する警戒を痛感した幕府は、松前藩主松前章広に参勤を免除しその父道広を代りに参府せしめる等の措置をとると共に、同九年九月二二日津軽藩に松前警備を命じた。<sup>(10)</sup>一〇月五日、番頭以下与力・組頭など馬医に至る人数割を定め、侍大将山田剛太郎以下五〇〇余人の派遣が決定した。今回の派兵は従来と趣きを異にし、鎮定すれば帰還できるといふ性格のものではなく、巳年(寛政九年)から未年(同一一年)まで三ヶ年間の勤番(一年交代)と定められた。<sup>(10)</sup>「寛政松前役秘記」(以後、「秘記」と記す)の松前非常御固御人数割によれば、非常に急を要したので「最初御人数割已来之御形ニ者不相成候事」という有様で、実際には三九五名の派遣が可能になったに過ぎなかった。<sup>(10)</sup>武器の主な内訳は「秘記」によれば、当初は大筒一三挺、用意鉄炮四〇挺であったものが、松前警備隊が出陣の節に携帯したのは、大筒の数は同数ではあったものの、鉄炮は二〇挺(一〇匁筒のみ)に減少した。また藩当局が派遣家臣に武器を供与して、乗馬は六疋、船は二七艘を準備しているが、<sup>(11)</sup>これは出兵に関する給人財政の出費を幾分でも軽減しようとする当局の意図であろう。

寛政一一年(一七九九)正月、幕府は千島を含めて知内以東の東蝦夷地を直轄領とした。<sup>(12)</sup>蝦夷地御用懸が設置されたのに伴い、津軽藩は箱館の勤番任務を解かれ、南部藩と共に浦河の警備を命ぜられた。同年一月二日の幕命によると、「(前略)蝦夷地之内さはら并くすり辺へ勤番所取建候間、右場所へ其方并南部大膳大夫より重役之者二三人宛并足軽千人程、御用地年限中為相詰候様可被致候、勤方等之儀者、彼地懸り之面々より可相達候間可被談候、尤南部大膳大夫へも相達候間、得其意、是又可被談候」と申渡された。<sup>(13)</sup>右の命に従って津軽藩は、同一二年三月に渡海的人数(物頭三名、勘定人二人、作事方一人、医者二人、足軽五〇〇人)を用意した。<sup>(14)</sup>とこで幕府へ伺を出した所、

人数五〇〇人には必ずしも拘泥しない旨の通達があったため、同一二年春に渡海したのは、物頭代・勘定奉行の笹森勘解由ほか総勢二二八名であった。<sup>(15)</sup> 渡海後、箱館に於て詰場所割の書付を渡され、「箱館二十九人、砂原四十五人、懸り潟十人、ヲシラナイ十二人、モリ八人、ワシノキ十二人、ヲトシベ八人、ヤマコシナエ十二人、ヲシヤマンベ十人、レブンゲ十人、アプタ二十人、ウス十人、モロラン十人、ベケレヲダ八人、ホロベツ八人、シラヲエ十二人」と、津軽藩の藩兵は一六ヶ所に分散して勤番を担当した。<sup>(16)</sup> 警衛の右の形態は翌享和元年も継続し、この間目新しい事といえば、同年七月に箱館・蝦夷地検分の四一名が新たに渡道して九月に帰還した例があるのみである。<sup>(17)</sup>

ところが享和二年（一八〇二）に入ると警衛場所が縮小され、箱館・サワラ・アフタ・モロラン・シラライの五ヶ所を指定された。各場所には五〇名宛を詰合せるので、当藩からの渡海人数は二三〇名を数えた。<sup>(18)</sup> この間、蝦夷地御用懸が蝦夷奉行となり、更に同五月箱館奉行と改名して七月には東蝦夷地が永久直轄地<sup>(19)</sup>となった。それに伴って、享和三年従来の詰場所の内、アフタ・シラライ・モロランの三ヶ所を引払い、エトロフ島に三〇人を詰めさせるよう幕命<sup>(20)</sup>があった。文化元年八月、幕府は津軽・南部両藩に永久東蝦夷地警衛を命じた〔国日記〕文化元年八月二日条。津軽藩の受持場所は箱館・サワラ・エトロフの三ヶ所であったが、蝦夷地の内シツカリからレブンケ迄の新道切開を命ぜられ、この年だけでも派遣人数は合わせて二五〇人を数えた（この道路付設工事は文化三年迄かかり、難工事であった<sup>(21)</sup>）。またロシア人の乱暴によりエトロフ島の警備強化がなされ、詰合人数は従来の三〇名から翌二年には八〇名に増加し、三年も同数の藩兵が派遣された。

文化二年（一八〇五）五月一五日、藩主津軽寧親は蝦夷地警衛の勤功により、七万石に高直りとなった。寛政元年の反乱鎮定による出兵から文化三年に至る迄の期間、津軽藩は主として東蝦夷地の警備の任に当ってきたその功が賞

された結果の高直りであった。当時期の警備体制の特徴としては、東蝦夷地に警備が限定されたことである。また幕府の定めた軍役の規定をどんな形であれ曲りなりにも遵守していることと、幕府が出兵員数を示唆してそれののつとった形で、勤番の家臣数を差し出していることがあげられる。この外当時期の最も大きな特徴としては、蝦夷地警備と共に江戸城の神田橋門番を命ぜられている。神田橋門勤番は寛政五年四月、同七年六月、文化三年三月の三回であるが、寛政年間のそれは、五年の場合、前述の松前出兵のため五月一日に免除され、一方七年の門番は津軽藩が蝦夷地に出兵しなかった年に該当する。文化三年の門番勤務は蝦夷地勤番中にも拘わらず命ぜられているが、前年に七万石に高直りしているため、新領知高に見合った量の公役を追加して、分限相應の役を課せうとした配慮と考えられる。孰れにしても蝦夷地警備が主要なものであることに異論はないが、当時期には他の課役をも併せて命じる余裕が幕府側にもあったことが窺われよう。

さて蝦夷地支配と異国船来航による海防問題を憂慮した幕府は、文化四年三月、「西蝦夷地之儀も、非常之備等其方手限に難<sub>レ</sub>行届一段申立、外国之境不<sub>レ</sub>容易事<sub>一</sub>に被思召候間、此度松前西蝦夷地一円被<sub>レ</sub>召上候」と、先の東蝦夷地と並んで西蝦夷地をも直轄領とし、松前藩には新規に九〇〇〇石を与えた。<sup>(12)</sup>この上知に際して津軽藩では出兵を命ぜられ、一三〇四名を箱館に送った。<sup>(13)</sup>四月下旬に右の藩士は帰弘したが、同年五月、エトロフ島の内保・紗那の事件が箱館奉行から報じられるに及んで、再度出兵を命ぜられた。今回の増援軍は津軽・南部両藩のほかに秋田・庄内両藩（秋田は兵六〇〇人、庄内は四〇〇人余）も派兵し、仙台藩にも出兵準備が命ぜられるなど、東北諸藩に動員令が出され、総勢は三〇〇〇名にのぼった。<sup>(14)</sup>津軽藩は竹内源太夫ほか五六七人（外にエトロフ島越年者二三人）を派遣して警備に当り、蝦夷地内の各勤番所越年人員も加えると、総人員が一〇〇二人を数えた。<sup>(15)</sup>内訳は松前越年一五〇人、江差同一〇

○人、ソウヤ同二三○人、シャリ同一○○人、エトロフ二三人と、都合六○三人が越年、同年秋に帰弘したのは三九九人に過ぎなかった。<sup>(10)</sup>これより先、四月一二日に津軽藩と南部藩は西蝦夷地の警備を命ぜられていたが、翌文化五年一月に勤番所の詰人数を幕府から提示され、津軽藩は松前に一○○人、江差五○人、ソウヤ一○○人、リィシリ一○人、カラフト一○○人、しめて四五○人と定められた。<sup>(11)</sup>ところが幕府に対する同藩の報告は、松前五○人、江差五○人、ソウヤ五○人、カラフト一○○人の総計二五○人を配備するという計画であった。<sup>(12)</sup>しかし実際には高嶋に一九一人、手汐に七三人、江差に二六四人、松前に一八一人を派遣して、松前に一○○人、江差に五○人、高嶋に一○○人（高嶋三○人、江差七○人）都合三五○人を越年させ、残り四五八人は同年秋に帰帆した。<sup>(13)</sup>

同年一月一八日の一〇万石高直りは、西蝦夷地永久警衛と抱き合わせで行われたものであったが、文政五年に同地警衛を免除される迄の期間に於ける津軽藩の勤番所と派遣人数は、次頁の表に示した通りである。若干の変更は見られるものの、文化八年より同一一年迄は同数の派兵がなされており、同一二年からは台場の守備と松前のみが縮小された。その理由はゴロニンの釈放によって北方問題がこれ以降小康を得たことにあり、この間の事情については『市史』（七九六〜八〇〇頁）に詳しいので、これ以上付言することはしない。但し、文化四年より文政五年迄の一六年間に於ける津軽藩の出兵の特徴については、次の諸点をあげることができるであろう。第一は警衛地が東蝦夷地から西蝦夷地に変更されたこと、第二は毎年派兵の形をとり文政一年迄は各勤番所にその内の一部の藩士が越年残留して、残りは帰帆するという形式を繰り返しており、寛政・享和期のように、総人数を毎年交代させる形をとらなかつたことである。第三は幕府から指定された藩士数を各番所で充足せず、それが慣行として成立したことも見逃すことはできない。

文化4年より文政5年に至る津軽藩の蝦夷地警衛形態

年代	場所	北 夷	蝦 夷 地	ソ ウ ヤ	松 前	江 差	ヤ イ	ケ ナ	ト ヘ	ウ ツ	エ ロ	ト ッ	シ ヤ リ	手 汐	リ シ	イ リ	台 受	場 持	渡 海 総 数
文化4年				(230)	(150)	(100)						(23)	(100)						1002
5					181 (100)	264 (50)								73					708
6		111 (7)		107 (50)	103 (70)	50 (50)									105				513
7		178 (100)		91 (50)	100 (50)	50 (50)													419
8		126 (100)		66 (50)	100 (68)	60 (50)													352
9		126 (100)		66 (50)	100 (68)	60 (50)													352
10		126 (100)		66 (50)	100 (60)	50 (50)	75		79										506
11		126 (100)		66 (50)	100 (60)	50 (50)													352
12					100 (100) <sup>カ</sup>												12		112
13					100 (60)												12		112
}					}												}		}
文政2年					121 (60)												12		133
3					100 (60)												12		112
4					100 (60)												12		112
5					100 (60)												12		112

※( )は越年者数。「大都是一覧」、「聞見録」、「歴代記類」巻4によって作成した。渡海総数と各場所詰人数合計が一致しないのは、補弘したり病死した者がいたためである。  
 なお、文化5年には高嶋に191人(100)が加わり、同6年には、この外に北蝦夷地に52人を派遣。

さて文政五年七月、松前に詰めていた最後の藩士足輕が帰弘して、寛政年間から継続した津輕藩の蝦夷地警衛の公役は終了した。これより先、前年一二月に幕府は警衛隊の撤兵を命じると共に、津輕藩には北浜（津輕半島の蝦夷地渡海口近辺）に人数を置いて有事に備えさせた。<sup>(13)</sup> 三厩駐屯に関しては文化十一年一〇月、同藩の蝦夷地警備を五ヶ所の大筒台場受持に縮小させた時点（付表を参照のこと）に、命じてあった。<sup>(14)</sup> 文政四年から右の体制が本格化し、領内の近海を航行する異国船警戒の任に当った。また領内の各所に台場を構築して大砲を備え、家臣団に軍事訓練を施すなど海岸防備に専念した。<sup>(15)</sup>

三厩詰と沿岸警備は幕藩制の崩壊まで基本的に継続したが、嘉永七年（一八五四）の開港後、再度松前藩が上知されて蝦夷地が幕府直轄領に編入されて、安政二年三月、津輕藩は仙台・秋田・南部・松前四藩と共に蝦夷地警備を再び命ぜられた。既に前年八月に老中阿部正弘から、箱館奉行の要請があり次第に出兵すべき旨の通達を受けており、二年四月、三厩詰の一〇〇人に渡海を命じた。<sup>(16)</sup> その後、津輕藩は箱館付近と西蝦夷地警衛の任務に就き、安政六年（一八五九）、蝦夷地の内寿都より瀬柵迄を幕府から給与されたので、警備の家臣を恒常的に同地へ置かなくてはならなかった。元治元年の幕府への届書には、箱館詰人数二〇〇人、寿都詰の一〇〇人が交代して任務を遂行している旨の報告がされており、毎年ほぼ同数の藩士が警衛のため渡海した（「国日記」元治元年七月二十八日条）。

この外に幕末期津輕藩に課せられた公役は、京都守衛と江戸各所の警備である。<sup>(18)</sup> 京都守衛は文久二年（一八六二）六月に命ぜられたが、翌三年一月、箱館警備の理由を以て免除された。しかし元治元年禁門の変勃発のため、再度京都守衛を命ぜられ、急遽書院番はか二〇人、兵士三〇人、奇銃隊二〇人が京都にのぼった。ついで同一二月、藩主津輕承昭が総勢一一五〇人を引き具して上洛した。それ以後、慶応元年正月京都南御門の警備を命ぜられ、それを免除

されてから四ツ塚の警固に廻った。

他方、江戸に於ては元治元年七月に、浅草・本所両御蔵の警備を命ぜられた。その際、一方の蔵を免除してくれるよう願ひ出たが許されず、同年一二月に至つて前述の京都詰の理由を以て免除された。慶応元年五月、津輕藩は將軍留守中に於ける江戸の警備を命ぜられ、続いて九月、非常の節に常盤橋門内に三〇騎の出勤を要請された（同書慶応元年九月一〇日条）。この常盤橋門人数差出は、同三年一〇月に大政奉還がなされているにも拘わらず、一一月にも命ぜられた（同書同三年一一月一三日条）。当該人数差出は非常の節という但書が付されているので、従来の江戸城橋門番とは性格を異にするものであろう。

右の公役を以て、幕府が成立期から津輕藩に賦課した全公役は終りを告げた。この後、新政府が津輕藩へ初めて命令した役は、明治元年（一八六八）正月一日、津輕承昭の上洛と一五日の慶喜征討の援兵を命じるものであった。

## むすび

以上、蕪雑な説明に終始したが、幕藩制の成立から崩壊に至る全期間にわたつて、津輕藩に課せられた公役を概観し検討を加えてきた。本州の北端に位置し幕藩制の北方辺境に位置づけられた津輕藩に賦課された公役の特質に関しては、次のように纏めることができるであろう。

成立期に於ては、他の諸藩と変りなく軍事出勤を行い、同様に上洛供奉を命ぜられた。上洛の際の派遣人員数は、元和期は大坂の陣を基準としてその半役、寛永期は寛永の軍役令の半役に相当するものであった。普請役については

本文で詳細に述べた通りである。回数<sup>(9)</sup>の僅少さを別にすれば津輕藩のみが格別に特異性を發揮しているという印象は持ち得ない。預人・キリシタン流人の受取りは、これもまた津輕藩のみの現象ではない。しかし成立期に限らず近世全体を通じて、近隣の諸藩と比較した場合、殊に普請役は本格的なものは数回に留まり、回数乃至内容に於てもかなりの相違があることは着目しなければならない(秋田・南部両藩は成立期より城普請など大規模な修築に参加)。

確立期に入った幕藩制下の公役としては、高田検地、日光諸堂や社寺の修理、江戸城橋門番などの警備、公家衆接待、河川普請などが津輕藩に賦課された。これらの諸役は綱吉政権下ではほぼ出揃って一般的役賦課が津輕藩になされ、しかも幕末に至る迄基本的な変更はなかったから、ここに同藩は確立期幕藩制の公役体系に名実ともに包摂されたと考えられる。また普請役賦課の僅少性と相俟って、平時に於ける諸役が重複することを、幕府が慎重に回避したのは注目される。それは同藩の領知高が小量であるため、役負担能力の限界を考慮したのもとも思われるが、元和期の川中島転封問題にもみられる如く、一〇万石相当の地への転封をすれば、内高より減少するため反対している有様であり、中後期には本高とは別に恒常的な新田高(本高の約四倍)をその都度幕府へ報告して幕府も役負担能力の範囲を承知している<sup>(13)</sup>のであるから、領知高の多寡では説明できない。本文中でもみたように、既に成立期から設定されている「北狄の押へ」としての同藩に、過重な公役を賦課してその任務遂行に支障をきたすのを憚って、幕府も躊躇した<sup>(14)</sup>ものと思われる。

さて正徳期と推定される史料に、慶長一六年家康が信枚に養女満天姫を嫁したのは、「刃土之在所故、其頃迄者度々一揆起申候、必竟領主輕故と就被為思召候、御養女被下置候、狄地之押へも有之候之間、追而者御取立可被下置旨御内意御座候」と記してあり、幕府の成立期津輕藩に対する挺入れは、領主権力の強化と狄地への防備のためである

と述べている。右の見方と、大坂の陣に於ける帰国の事情や、寛永九年青森陣屋の設置（北夷に備える目的<sup>(1)</sup>）、シャクンヤンの乱の派兵に関する幕府と津軽藩の対応、一連の蝦夷地警衛及び領内沿岸警備の実態を併せて想起すれば、幕藩制に於ける津軽藩の一つの役割といったものが浮彫りにされるであろう。即ち蝦夷地に事変が勃発した時には派兵ないし警衛を担当し、松前藩が危機に陥った場合には本州の最前線として防備を固めて、平時には前述の諸役を遂行し幕府に対する奉公を果たすというものである。その場合、普請役には変化が現われると共に各役の重複は回避され、蝦夷地派兵に際しては神田橋門警備が免除されて、しかも同役は派兵中を除外して命ぜられるなどの措置が採られた。隣りの松前藩は二度上知されたが、津軽藩にも津軽半島上知計画の存在したことがあり、それは同藩が北方防衛の第二の拠点として位置づけられたことを裏書きするものである。つまり本州の北方辺境に位置づけられた津軽藩は、絶えず蝦夷地の動静を睨んだ上で幕府からその対応を迫られたのであるが、平時の役賦課もその影響を免れず、津軽藩々政史への規定性にも決定的なものがあつた。

筆を擱くにあたって、残した問題が余りにも多いことに驚く。第一に右に述べたように役賦課が津軽藩の領内支配ならびに藩財政に如何なる影響を与え、藩体制の成立と発展に作用したのか。また蝦夷地警衛に出兵した藩家臣団の再編成の問題と給人財政への打撃など問題は尽きない。公役自体をとってみても、参勤交代と他の諸役との関わりあいの問題などが残されており、これらの各問題は紙数も尽きたので、今後解明する課題として提示するに留める。

## 註

(1) 『新編青森県叢書』一（歴史図書社 昭和四九年）

二四七頁。以後、同書「津軽一統志」を「一統志」と略記する。

(2) 『御触書寛保集成』(岩波書店 昭和五一年)によ

れば、慶長二〇年七月の武家諸法度は一号、崇伝によ  
って起草されたが実施に至らなかった元和三年令は二  
号、寛文三年のそれは五号、天和令は六号、宝永令は二  
七号の各文書である。なお、以後、同書を『寛保集成』  
と略記する。

(3) 善積美恵子「御手伝普請について」(『学習院大学文  
学部研究年報』一四号)一一八頁、同「奉公」(『日本  
古文書学講座』六 雄山閣 昭和五四年)一九二―一  
九八頁において、軍事的課役とともに勤役・諸品献上  
も、原則として將軍と大名との主従関係(御恩と奉公)  
に基づき、大名の広範な奉公を形成すると述べている。  
(4) 「一統志」一七五頁、「弘前市史」藩政編(弘前市昭  
和三八年)二五頁。以後、同書を「市史」と略記する。

(5) 「一統志」一九八頁。「津軽歴代記類」巻一 慶長  
六年の条。「津軽歴代記類」上・下(みちのく双書七・  
八集)は昭和三四年に青森県文化財保護協会から刊行  
されたが、誤植が多いため、本稿では弘前大学付属図  
書館蔵の同書謄写本を使用した。以後同書を、「歴代

記類」と略記する。

(6) 『大日本史料』第十二編之十六 慶長一九年一二月  
二五日条。

(7) 「歴代記類」巻一 慶長一九年七月二三日条。

(8) 「徳川禁令考」前集第一(創文社 昭和五三年)一  
九七号。以後、同書を「禁令考」と略記する。

(9) 「禁令考」前集第一 一九八号。

(10) 「寛政重修諸家譜」第十二(統群書類従完成会 昭  
和四〇年)七四頁。以後、同書を「寛政譜」と略記す  
る。

(11) 前掲(6)の同日条。

(12) 「津軽古文書」(東京大学史料編纂所謄写本)所収の  
堀田正盛外三名連署奉書写(津軽信義宛) 一二月三日  
付。

(13) 「一統志」二六三・二六四頁、及び同書「松前御加  
勢出陣人数行列」(二八〇―二八五頁)。

(14) 右同書 二八九―二九二頁。

(15) 「禁令考」前集一 一九九号。慶安の軍役令に関し  
ては、根岸茂夫氏が厳密な史料批判を通じて「所謂

『慶安軍役令』の一考察」(『日本歴史』三六三号)において、幕令ではなく軍学者の案に過ぎないと推定している。

- (16) 「一統志」二六九・二七〇頁。  
 (17) 『大日本史料』第十二編之二十七 元和三年六月一日条。  
 (18) 『京都の歴史』(学芸書林 昭和四九年)五 四九～五二頁。  
 (19) 『徳川実紀』(国史大系)第二編 元和五年五月八日条。以後、同書を「実紀」と略記する。  
 (20) 『梅津政景日記』(大日本古記録)第八卷 寛永八年一月一三・一四日兩日条には、津軽信枚の遺言として、「先年御上洛の時分、越中守様為御用、右京大夫所より金子百枚御借用、越中様にも無御失念、平蔵様へ御ゆいごんのよし、不浅御事ニ候」とある。  
 (21) 「江戸幕府年寄衆連署奉書」(市立弘前図書館蔵)津軽信枚宛。同図書館所蔵目録には、本文書の年代推定がなされていないが、本文中で考証した通り、恐らく元和五年五月二〇日であろう。以後、註に掲げる史料

で所在を特に断らない限りは、全て市立弘前図書館に所蔵されている史料である。

- (22) 朝尾直弘「『元和六年家紙』について」(『京都大学文学部研究紀要』一六号)に、当該四名の連署奉書や書状が多数収録され、紹介されている。  
 (23) 『柳営補任』巻一(大日本近世史料)。  
 (24) 「歴代記類」巻一 寛永十一年七月一日条。  
 (25) 前掲(18)の六四頁。  
 (26) 『史料綜覧』巻十七 寛永十一年六月二〇日条、「実紀」第二編 同年六月一日～八日条。  
 (27) 『禁令考』前集一 一九七号。  
 (28) 『実紀』第二編 寛永十一年正月九日条。  
 (29) 『大日本史料』第十二編之六 慶長一四年四月の条。同書所収の「佐竹氏記録」によれば、佐竹氏は同年六月二二日より普請に着手し、一月五日に完工した由がみえており、本文の同文書に津軽氏は五月二五日に現地に到着すべきことを命ぜられているが、若干のズレはあるものの交通事情等を考えると、期日はほぼ似たものとみてよいのではなからうか。

- (30) 『寛政譜』によれば、青山は同書第十二の一〇八頁、石川は同書第三の二二～二三頁、内藤は同書第十三の二〇九～二一〇頁。
- (31) 前掲(29)の同月の条。
- (32) 右同書 同月条。
- (33) 『実紀』第一編 慶長一六年三月条。
- (34) 『史籍雜纂』(統群書類従完成会 昭和四九年) 第二 一七五頁。内裏造営に関しては、中村孝也『徳川家康公伝』(講談社 昭和四〇年) 五一〇～五一三頁。
- (35) 前掲(3)の善積論文「御手伝普請について」一一一頁。
- (36) 『大日本史料』第十二編之八 慶長一六年三月条。
- (37) 右同書 同月の条。
- (38) 「歴代記類」巻一 寛永一二年の条。
- (39) 『日本財政経済史料』(大蔵省 大正一一年) 第四巻 土木之部 寛永一二年江戸城普請の項には、「松平陸奥守に命じて、桜田十八丁城湊を築しむ」とあり、寛永日記増補を引用している。津軽藩助役の記事は見当たらない。以後、同書を「『財政史料』」と略記する。
- (40) 『東京市史稿』皇城篇一を参考にした。ほかに各区史も参照した。
- (41) 相良長兄流罪の経過については、寛永一七年九月八日の「渡辺凶書書状」(大道寺隼人・松野大学宛に詳しい。なお津軽への流謫の人々については、「市史」四五〇頁に詳細な記述がある。
- (42) 石戸谷正司「津軽藩侯とキシタン」(弘前大学国史研究) 一二号)、松森永祐「津軽切支丹の一考察」(同書一三号)、宮崎道生「青森県の歴史と文化」(津軽書房 昭和五二年) 九六～一四八頁。
- (43) 「江戸日記」(天和三年三月二七日条の高木守勝外二名書状(津軽越中守留守居宛)に、高割帳下付のことがみえる。
- (44) 「天和二年戊五月京都并越後御用状留帳」(津軽大学・同玄蕃書状(間宮求馬宛) 七月一五日付。以後、同書を「留帳」と略記する。
- (45) 右同書 津軽大学・同玄蕃書状(大道寺隼人宛) 七月一五日付。
- (46) 右同書 津軽大学・同玄蕃書状(間宮求馬宛) 七月

一五日付。

- (47) 右同書 津軽大学・同文蕃書状(大道寺隼人宛) 七月二六日付。

- (48) 「越後国三嶋郡御検地村高帳」天和三年閏五月。本帳は本文中の清書を開始した時期と全く同時に作成されているので、幕府へ提出した総目録の写とも考えられる。

- (49) 「留帳」津軽大学・同文蕃書状(大道寺隼人宛) 六月二五日付。

- (50) 右同書 津軽大学・同文蕃書状(間宮求馬宛) 七月二六日付。

- (51) 「奥富士物語」(新編青森県叢書) 五) 四六頁。

- (52) 「津軽史」六(みちのく双書特輯 青森県文化財保護協会) 五三二頁。以後、同書を「津軽史」と略記する。「国日記」天和三年七月七日程によれば、御用人足として葛蒲川など三ヵ所の漁師七名が日光へ派遣されている。

- (53) 右同書六 五三三頁。なお日光諸堂社普請に関して「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」(八木橋文庫

所蔵)と題する普請の一件記録がある。普請の進捗状況、幕閣からの通達、各大名間の連絡書状を収録し、確立期幕藩制下の普請役の実態を解明できる好史料である。

- (54) 「江戸日記」天和三年二月二日の条によれば、津軽藩の重臣五名が拝領したのは、銀九〇枚で、丹羽・真田両家のそれは各一四〇枚であった。

- (55) 「津軽史」六 五二六―五三〇頁。

- (56) 前掲(35)の善積論文一〇七頁。

- (57) 右同書 善積論文 一〇七頁。

- (58) 「津軽史」六 五三四頁。

- (59) 「御当代記」三(戸田茂睡全集) 図書刊行会 昭和四四年) 貞享五年七月二九日程。

- (60) 「津軽史」六 四六九頁の「出金割付覚」に拠った。

- (61) 「古事類苑 政治部三」邸宅下(吉川弘文館 昭和三年) 一三二六頁。

- (62) 「武家版制録」(近世法制史料叢書三 創文社 昭和三四年) 二九号。

- (63) 「寛保集成」二二八〇・二二八一・二二八三の各号。

(64) 「江戸日記」寛文九年三月六・一五兩日条に、辻番小知行不始末の件と、大久保頼母跡辻番請負の記事がみえる。

(65) 「古事類苑 官位部三」大名 一七〇〇頁。

(66) 「東京市史稿」産業編七（東京都 昭和三五年）延宝六年正月一九日条。

(67) 「歴代記類」卷二 元禄元年七月条。

(68) 「津軽史」六 五三五頁。(69) 同六 五四二頁。

(70) 同六 五四八頁。(71) 同六 五四八頁。(72) 同六 五四八・五四九頁。

(73) 「実紀」第五篇 天和元年三月二五日条。

(74) 「津軽史」六 五〇四頁。

(75) 「実紀」第五篇 延宝三年二月七日条。

(76) 「津軽史」六 四九八頁。(77) 同六 五〇一頁。

(78) 同六 五〇二頁。

(79) 「実紀」第五篇 貞享四年四月二九日条。

(80) 「津軽史」六 五〇二頁。

(81) 「実紀」第五篇 元禄一三年五月一三日条、「津軽

史」六 五四一頁。

(82) 「津軽史」六 五四二頁。「実紀」第七篇 宝永六年一月二七日条。

(83) 「実紀」第七篇 正徳三年五月二日条。

(84) 「国日記」正徳三年五月七日条に、弘前城下の町人一六五人から、合わせて千五〇両を徴収した旨が記されている。また村方では、下相野村ほか七ヵ村が二四兩三步を冥加として差出した。

(85) 「実紀」第八篇 享保一七年閏五月五日条。

(86) 本文中に述べた芝口門造営等の普請については、善積「手伝普請一覽表」〔学習院大学文学部研究年報〕一五を参考にした。

(87) 「江戸日記」寛保元年四月一八・一九兩日条によれば、修理を命ぜられたのは、津軽藩のほかに二三藩で、修理の対象となったのは、津梁院を含め一三院であった。

(88) 「実紀」第十篇 明和三年二月七日条。

(89) 「幕府勘定奉行外奉書」〔津軽信寧宛〕明和三年二月七日付。

(90) 「江戸日記」明和三年二月二〇日条、「幕府老中奉

- 書（津軽信寧宛）明和三年二月。
- (91) 『実紀』安永四年五月二〇日条。
- (92) 「国日記」安永四年六月一七日条によれば、領内各町の町人に対する要求額は、弘前が千三〇〇両、鯨ヶ沢が三〇〇両、青森が八〇〇両、深浦が一五〇両、碓ヶ関が五〇両であった。
- (93) 「封内事実秘宛」第八 宝永元年六月二三日の条によれば、近衛家への毎年の献上金額は、宝永元年に定まり「合力千石代金三百両」であった。
- (94) 万治三年の条々は、『寛保集成』八三一号、元禄五年のそれは、同書八三五号、正徳二年のそれは、同書八四二号である。
- (95) 「江戸日記」および「幕府老中奉書」（津軽家宛）に基つき数えた。
- (96) 『実紀』第十篇 宝暦一一年六月三〇日条。
- (97) 「幕府老中奉書」（津軽信寧宛）宝暦一一年。
- (98) 「勅使女御使御馳走惣日記」安永二年。
- (99) 「幕府老中奉書」（津軽信寧宛）明和三年。
- (100) 『市史』七九一・七九二頁。
- (101) 「歴代記類」卷三 寛政元年七月一五日条。
- (102) 「惣人数並武器覚」〔松前御加勢御人数軍船調〕による。
- (103) 「寛政松前役秘記」（『青森県史』第二巻所収 青森 県 大正一五年）六三六頁によれば、寛政一〇年二月二〇日御用留に「一、松前表之儀ハ險難之地ニ御座候由承知仕候、左候而ハ歩戦勝ニ可有御座候間、不残歩行立ニ而士大將足軽大將斗馬ニ可被仰付哉、尤馬不足ニ付、馬医相立不申候、（下略）」とある。なお、同書は『青森県史』にのみ収録されており、市立弘前図書館にも所蔵されていないので、県史所収の同書を使用した。
- (104) 「歴代記類」卷三 寛政元年八月二一日条。
- (105) 右同書 寛政四年一月一六日条。
- (106) 右同書 寛政四年一月一六日条によれば、同年の派兵人数は二四二名とあるが、諸書によって異同がある。
- (107) 「財経史料」第十卷 属島之部 蝦夷地 三五頁。以後、同書を「財経史料」十と略記する。

(108) 「歴代記類」卷四 寛政九年九月二日条。

(109) 「松前御用大都是一覧」。以後、同書を「大都是一覧」と略記する。

(110) 前掲(103)の六二九～六三六頁。なお、「大都是一覧」には、この度の出兵人員を三三九名と記している。

(111) 右同書所収の御渡武器調(六四二頁)。

(112) 「新撰北海道史」第一卷(北海道庁 大正七年)四六一～四六四頁。以後、同書を「道史」と略記する。

(113) 「財経史料」十 三七頁。

(114) 「聞見録 本藩年代記之内」。

(115) 「大都是一覧」。(116) 同書。(117) 同書。(118) 同書。

(119) 「道史」一 五二七頁。

(120) 「大都是一覧」。

(121) 右同書。「道史」一 四九五頁によれば、長万部・

畠田間は難所も多く、寛政一年に松前藩が幕命を受けて開鑿したが、工事は完成しなかった。津軽藩の担当したレブングゲ山道はその中にあり、凡そ四里、道幅三尺を標準とし、道の左右三尺ずつ草木を伐り払ったという。一方、南部藩は類似山道の修築を担当した。

(122) 寛政五年の門番勤務は、「歴代記類」卷四 寛政五年四月二六日条、同七年のそれは、同書同七年六月一日条、文化三年のそれは、同書文化三年三月八日条。

六日条、文化三年のそれは、同書文化三年三月八日条。「幕府老中奉書」(津軽靈親宛)文化三年三月八日付。

(123) 「幕府老中奉書」(津軽靈親宛)文化三年三月八日付。

(124) 「財経史料」十 五八頁。

(125) 「大都是一覧」。

(126) 「歴代記類」卷四 文化四年六月一日条。「財経史料」十 六六～六八頁。

料」十 六六～六八頁。

(127) 「大都是一覧」、「道史」一 四九一～四九三頁。

(128) 「大都是一覧」「聞見録」。

(129) 「財経史料」十 九九・一〇〇頁、「道史」一 四九一～四九三頁。

九一～四九三頁。

(130) 「財経史料」十 九九・一〇〇頁。

(131) 「大都是一覧」。

(132) 「歴代記類」卷四 文化五年一二月一八日条。

(133) 右同書 卷四 文政四年一二月七日条。

(134) 右同書 卷四 文化一一年一〇月二八日条。

(135) 「市史」八〇五～八〇七頁。

(136) 「歴代記類」巻五 安政二年四月二十七日条。

(137) 右同書 巻五 万延元年四月条。

(138) 幕末期津輕藩に課せられた京都守衛と江戸各所警備の記事の出典は、全て「歴代記類」巻五である。繁雑さを回避するため、註に態々記載することは省略した。

(139) 「所替之儀に付津輕土佐守内存口上之覚」(国立史料館蔵)。

(140) たとえば、「江戸日記」寛延二年十一月四日条に、災害時には幕府へ領内の被害状況を報告しており、その際の届書に新田高は本田高と区別して記している。

(141) 「徳川家との由緒につき津輕土佐守御書付覚」(国立史料館蔵)。

(142) 「歴代記類」巻一 寛永九年条。

(143) 「蝦夷御備一件」(東京大学史料編纂所謄写本)一・二に、津輕・下北両半島の上知に関して、津輕・南部両藩と幕府との間で行われた接衝の内容が、詳しく収められている。

#### 付記

本稿は、「弘前大学国史研究」六八・六九合併号(昭和五四年)に掲載された論文である。本書に収めるにあたって、本文は若干の誤植等を訂正するに留めたが、註は全面的に書き改めたことを御断りしておく。